

島根県農林水産部・土木部発注の建設工事における三者会議実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県農林水産部・土木部が発注する建設工事において、現場における課題等を早期に把握し、当該工事の品質、機能を確保することを目的として、設計者、施工者及び発注者が各種情報を共有し、設計意図や施工上の留意点等を正確に伝達するための会議（以下「三者会議」という。）について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 三者会議を開催する工事は、業務委託による設計成果を有する工事で、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を施工者へ詳細に伝達する必要があると発注者が認めた工事（以下「対象工事」という。）とする。

なお、工事発注後に施工者から申し出があった場合には、発注者が必要性を判断し対象工事とすることができるものとする。

(対象工事の周知等)

第3条 発注者は、設計者に対して、設計業務の発注に際して特記仕様書に三者会議の対象業務であることを明示して周知する。

2 第1項の周知をしていない業務について、三者会議の開催を決定した場合には、速やかにその旨を当該工事に関係する設計者に通知するものとする。

第4条 発注者は、施工者に対して、対象工事の発注に際して特記仕様書に三者会議の対象工事であることを明示して周知する。

(開催時期)

第5条 三者会議は、原則として、施工者が設計図書の内容を照査した後、施工計画を提出するまでの間に開催するものとする。

ただし、工事着手後において、施工条件の変化や施工者からの申し出等により、発注者が三者会議を開催する必要があると認めた場合にも開催することができるものとする。

(会議の構成員)

第6条 会議の構成員は、次を基本とする。

- ①発注者 担当部長等と監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）
- ②施工者 現場代理人、主任技術者（監理技術者）
- ③設計者 対象工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者等、設計・施工条件を説明できる者

(施工者の報告)

第7条 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、照査結果及び施工計画立案に際しての疑問点等を整理し監督員に報告するものとする。

(会議の開催)

第8条 発注者は、三者会議を開催する場合には、開催日時、場所等を調整し、設計者、施工者へ通知するものとする。

2 発注者は、三者会議の開催にあたり、設計者に対して、工事に関する情報や施工者から報告を受けた照査結果や疑問点等について、事前にその内容を伝えるものとする。

3 会議の進行は発注者が行い、下記①～③の質疑応答を通じて参加者間の情報共有を図る。

①発注者は、事業目的や工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等工事全般に関する注意事項等の説明を行うものとする。

②設計者は、設計業務の成果品により設計意図や施工上の留意点を説明するとともに設計成果に関する質問に回答するものとする。

③施工者は、設計図書の照査を踏まえた工事に関する疑問点や必要に応じて現場条件に応じた技術提案等の説明を行う。

4 三者会議の結果は発注者がとりまとめ、協議内容について三者で確認しておくものとする。

(費用の負担)

第9条 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

(1) 施工者に対する費用は、工事打合せ（諸経費）に含まれるため計上しない。

(2) 設計者に対する費用は、発注者と設計者が契約を締結して支払うものとし、次のとおり算定する。

①打合せ費用：主任技師 0.5人/回、技師A 0.5人/回

②旅費及び交通費：島根県業務委託積算基準による。

③諸経費及び技術経費は計上しない。

附 則 この要領は、平成22年9月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月1日から施行する。